

令和8年3月27日 14時00分  
近畿地方整備局

### 有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

#### 1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社358コンサルティング

期間: 令和8年3月27日から令和8年6月26日まで(3ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

#### 2. 指名停止措置の理由

株式会社358コンサルティングが、見積決定後に契約を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、  
神戸海運記者クラブ、神戸民放記者クラブ、みなと記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6942-1141 (代表)

契約課長 やなぎはら ひろあき 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 はやかわ たかし 早川 健 (内線 2512)

総務部経理調達課 TEL 078-391-7576

経理調達課長 かとう ひであき 加藤 英明 (内線 6310)

経理調達課長補佐 たけだ ともみ 武田 知美 (内線 6313)

令和8年3月27日  
近畿地方整備局

## 株式会社358コンサルティングに対する指名停止措置について

### 1. 案件の概要

近畿技術事務所発注の「テーブル2台 外1点」購入において、令和8年2月27日に見積り合わせを行った結果、株式会社358コンサルティングが最低価格であったため見積決定通知を行った。しかし、同社から見積段階では納入期限までの納品が可能であることを確認していたが、在庫がなく納入期限までの納品ができないため、契約を辞退したい旨の申出があった。その後、令和8年3月6日付けで辞退届が提出されたものである。

### 2. 指名停止措置理由

株式会社358コンサルティングが見積決定後に契約を辞退したことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため。

従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

### 3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：株式会社358コンサルティング

和歌山県西牟婁郡白浜町2315番地の2

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和8年3月27日から令和8年6月26日まで(3ヵ月)

#### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(不正又は不誠実な行為)

15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。